

## 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成15年12月12日  
規則第93号

改正	平成16年6月30日規則第61号	平成17年3月31日規則第19号
	平成17年9月30日規則第71号	平成19年9月28日規則第62号
	平成19年12月14日規則第77号	平成20年3月31日規則第37号
	平成22年3月31日規則第20号	

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則をここに公布する。  
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

## 目次

第1章 総則(第1条・第2条)  
第2章 産業廃棄物の不適正な処理の防止  
第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止(第3条—第8条)  
第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止(第8条の2)  
第3章 特定物の不適正な処理の防止(第9条—第13条)  
第4章 土砂等の不適正な処理の防止(第14条—第25条)  
第5章 雑則(第26条・第27条)  
附則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、[産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例](#)(平成15年兵庫県条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。  
(多量保管)

**第2条** [条例第2条第3項](#)に規定する規則で定める数量は、次の各号に掲げる特定物の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

- (1) 使用済自動車 20台
- (2) 使用済みの自動車用タイヤ 100本
- (3) 使用済特定家庭用機器 100台

## 第2章 産業廃棄物の不適正な処理の防止

## 第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止

*追加[平成19年規則77号]*

(保管の届出)

**第3条** [条例第9条第1項](#)の規定による届出は、産業廃棄物保管届([様式第1号](#))に、次に掲げる書類及び図面を添付してしなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)
- (2) 保管をする土地及びその周辺の見取図
- (3) 保管をする土地の登記事項証明書
- (4) 保管をする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類
- (5) 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面

*一部改正[平成17年規則19号]*

(保管の変更の届出)

**第4条** [条例第10条第1項](#)の規定による届出は、産業廃棄物保管変更届([様式第2号](#))に、前条各号に掲げる書類又は図面のうち当該変更に係るものを添付してしなければならない。

2 [条例第10条第2項](#)の規定による届出は、産業廃棄物保管者氏名等変更届([様式第3号](#))に、変更の内容を証する書類を添付してしなければならない。

(保管の廃止の届出)

**第5条** [条例第11条](#)の規定による届出は、産業廃棄物保管廃止届([様式第4号](#))によってしなければならない。

(運搬管理票)

**第6条** [条例第12条第1項](#)に規定する運搬管理票の様式は、[様式第5号](#)のとおりとする。

2 [条例第12条第1項](#)第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運搬管理票を交付した年月日
- (2) 運搬管理票を交付した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物の運搬に使用する車両の自動車登録番号又は車両番号
- (4) 産業廃棄物を保管する土地の所在地  
(搬入搬出管理簿)

**第7条** [条例第13条](#)に規定する搬入搬出管理簿には、[条例第9条第1項](#)の規定による届出に係る土地における産業廃棄物の搬入又は搬出の状況について、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 搬入又は搬出を行った日
  - (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量
  - (3) 搬入に係る産業廃棄物を排出した事業場等又は従前の保管場所の名称
  - (4) 搬出に係る産業廃棄物の運搬先である事業場等の名称
- 2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖するものとし、翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。  
(命令書の記載事項)

**第8条** [条例第15条第2項](#)([条例第16条第2項](#)において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 措置を講ずべき土地の区域
- (2) 講ずべき措置の内容
- (3) 履行期限

第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止

*追加[平成19年規則77号]*

**第8条の2** [条例第16条の3第1項](#)の規定による報告は、建設資材廃棄物引渡完了報告書([様式第5号の2](#))に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この条、第15条及び第16条において「法」という。)第12条の3第2項の規定により送付を受けた当該建設資材廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し又は当該建設資材廃棄物に係る法第12条の5第4項の規定による通知を紙に出力したもののいずれかを添付してしなければならない。

2 [条例第16条の3第1項](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 解体工事の名称
- (2) 解体工事の場所
- (3) 解体した建築物等の構造
- (4) 建築物の解体工事にあつては、当該解体工事に係る部分の床面積
- (5) 解体工事の注文者から解体工事を直接請け負った者による解体工事にあつては、当該解体工事の請負代金
- (6) 建設資材廃棄物の処理費用
- (7) 建設資材廃棄物の引渡し完了した年月日
- (8) 建設資材廃棄物の種類ごとの搬出先の事業場の名称及び所在地並びに引渡数量

*追加[平成19年規則77号]*

第3章 特定物の不適正な処理の防止

(特定物保管基準)

**第9条** [条例第17条](#)に規定する特定物保管基準は、次のとおりとする。

- (1) 保管をする土地の周囲に囲い(保管をする特定物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を設けること。
- (2) 保管をする土地の見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
  - ア 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
  - イ 次に掲げる事項を表示したものであること。
    - (ア) 使用済自動車、使用済みの自動車用タイヤ又は使用済特定家庭用機器の保管の場所である旨及び保管をする特定物の種類ごとの最大数量
    - (イ) 届出者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 保管をする場所から特定物の破片又は油等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 特定物の保管に伴い特定物の破片が飛散するおそれがある場合にあっては、シート掛けを行うこと。
  - イ 特定物の保管に伴い特定物の油等が流出するおそれがある場合にあっては、あらかじめ当該油等の除去を行うこと。
  - ウ 特定物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

エ その他必要な措置

(4) 積み重ねて特定物の保管をする場合にあっては、次のとおりとすること。

ア 使用済自動車、使用済みの自動車用タイヤ又は使用済特定家庭用機器をそれぞれ分別して保管すること。

イ 特定物の崩落を防止するための措置を講ずること。

ウ 使用済自動車については、積み重ねられた高さが3.5メートルを超えないようにするとともに、1の使用済自動車の上部に2以上の使用済自動車を積み重ねないこと。

エ 使用済みの自動車用タイヤ又は使用済特定家庭用機器については、積み重ねられた高さが3メートルを超えないようにすること。

(5) 火災の発生を防止するための措置を講ずること。

(6) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(多量保管の届出)

**第10条** [条例第18条第1項](#)の規定による届出は、特定物多量保管届([様式第6号](#))に、次に掲げる書類及び図面を添付してしなければならない。

(1) 届出者の住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては登記事項証明書)

(2) 多量保管をする土地及びその周辺の見取図

(3) 多量保管をする土地の登記事項証明書

(4) 多量保管をする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類

(5) 特定物の保管の状況を示す配置図及び断面図

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面

2 [条例第18条第2項](#)第1号に規定する規則で定める公共的団体は、地方道路公社とする。

3 [条例第18条第2項](#)第1号に規定する規則で定める多量保管は、次に掲げる多量保管とする。

(1) 国又は地方公共団体が、道路の管理に伴い道路の区域内の土地において行う使用済自動車の多量保管

(2) 地方道路公社が、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第21条第1項、第2項第4号又は第3項第5号に規定する業務として道路の区域内の土地において行う使用済自動車の多量保管  
*一部改正〔平成17年規則19号・71号〕*

(多量保管の変更の届出)

**第11条** [条例第19条](#)において準用する[条例第10条第1項](#)の規定による届出は、特定物多量保管変更届([様式第7号](#))に、前条第1項各号に掲げる書類又は図面のうち当該変更に係るものを添付してしなければならない。

2 [条例第19条](#)において準用する[条例第10条第2項](#)の規定による届出は、特定物多量保管者氏名等変更届([様式第8号](#))に、変更の内容を証する書類を添付してしなければならない。

(多量保管の廃止の届出)

**第12条** [条例第19条](#)において準用する[条例第11条](#)の規定による届出は、特定物多量保管廃止届([様式第9号](#))によってしなければならない。

(搬入搬出管理簿)

**第13条** [条例第19条](#)において準用する[条例第13条](#)に規定する搬入搬出管理簿には、[条例第18条第1項](#)の規定による届出に係る土地における特定物の搬入又は搬出の状況について、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 搬入又は搬出を行った日

(2) 特定物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量

(3) 搬出先の事業場等の名称

2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖するものとし、翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

第4章 土砂等の不適正な処理の防止

(土壌安全基準)

**第14条** [条例第22条第1項](#)に規定する土壌安全基準は、[別表第1](#)の左欄に掲げる土砂等に含まれる物質の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(生活環境の保全上必要な措置が図られている土砂埋立て等)

**第15条** [条例第22条第1項](#)に規定する規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

(1) 法第8条第1項の規定による許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下この条及び次条において「政令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等

- (2) 法第15条第1項の規定による許可を受けた政令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
- (3) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条第1項、第4項又は第5項の規定により実施する汚染の除去等の措置として行う土砂埋立て等
- (4) 土壌汚染対策法第12条第1項の規定による届出に基づき行う土地の形質の変更として行う土砂埋立て等

**一部改正〔平成19年規則77号・22年20号〕**

(許可を要しない特定事業)

**第16条 条例第23条**第1号に規定する規則で定める公共的団体は、[別表第2](#)の第1に掲げる公共的団体とする。

2 [条例第23条](#)第1号に規定する規則で定める事業は、[別表第2](#)の第2に掲げる事業とする。

3 [条例第23条](#)第3号に規定する規則で定める事業は、前条各号に掲げる土砂埋立て等の事業のほか、次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。

- (1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の事業
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土砂埋立て等の事業
- (3) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業として行う土砂埋立て等の事業
- (4) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第8号に規定する野積場(同項に規定する港湾施設又は同条第6項の規定により当該港湾施設とみなされるものに限る。)において行う土砂埋立て等の事業
- (5) 法第15条第1項の規定による許可を受けた政令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等の事業

(許可の申請)

**第17条 条例第24条**に規定する申請書の様式は、[様式第10号](#)のとおりとする。

2 [条例第24条](#)に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

- (1) 許可を受けようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書)
- (2) 事業区域の周辺の見取図
- (3) 事業区域の現況を示す写真
- (4) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 事業区域の土地について、許可を受けようとする者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類
- (6) 次に掲げる事項を示す事業区域及びその周辺の平面図
  - ア 方位
  - イ 敷地の境界
  - ウ 事業区域への出入口
  - エ 土砂埋立て等に供する区域
  - オ 事務所その他の工作物を設置する位置
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量(一時たい積事業にあつては、最大たい積時における土砂等の量)の計算書
- (8) 廃棄物の混入を防止するための計画を作成した場合は、当該計画書
- (9) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するための計画を作成した場合は、当該計画書
- (10) 排水工その他の排水施設の配置の状況を示す平面図及び汚染状態を測定するために排水を採取する場所を示す平面図
- (11) 施工期間中における災害を防止するための施設その他の措置の状況を示す事業区域の平面図及び断面図並びに施工期間中における災害を防止するための計画を作成した場合は、当該計画書
- (12) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造(一時たい積事業にあつては、最大たい積時における土砂等のたい積の状況を示す断面図)及び特定事業を行う前の事業区域の構造を示す平面図及び断面図
- (13) 土砂埋立て等に係る区域の構造の安全性を証する書類又は図面
- (14) 排水工その他の排水施設による排水の計画並びに当該排水施設の構造及び能力を示す書類又は図面
- (15) 特定事業が次条第2項各号に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当すること

を証する書類

(16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面

**一部改正〔平成17年規則19号〕**

(土砂埋立て等に係る区域の基準)

**第18条 条例第25条第1項**第6号(**条例第26条第4項**において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める構造上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 盛土について、法面の勾配は、30度以下であること。
- (2) 盛土について、法面に樹木、竹又は芝その他の地被植物を植栽し、又はその種子をまき、必要に応じてその他の法面保護の措置を適切に講ずるものであること。
- (3) 盛土高は、30メートルを超えないこと。
- (4) 盛土高が5メートルを超える場合は、原則として5メートルごとに小段を設置すること。
- (5) 盛土高が15メートルを超える場合は、安定計算をした結果に基づく安全性が確保されていること。
- (6) 土砂等の流出又は崩落の発生を防止するために法先保護工による必要な措置を講ずるものであること。
- (7) 雨水等を適切に排水するために十分な能力及び構造を有する排水工を設置すること。
- (8) 溪間への土砂埋立て等にあつては、法留堰堤及び埋設堰堤を設置するとともに、地下水を適切に排除するための措置を講ずるものであること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、土砂埋立て等の構造は、土砂埋立て等に用いる土砂等の性質、土砂埋立て等の高さ、地形、気象等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

2 **条例第25条第3項**(**条例第26条第4項**において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める許可の申請は、次に掲げる行為に係る許可の申請とする。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2又は第34条第2項の規定による許可を要する行為
- (2) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- (5) **砂防指定地管理条例(平成15年兵庫県条例第30号)第4条第1項**の規定による許可を要する行為  
(変更の許可等)

**第19条 条例第26条第1項**ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、**条例第24条**第1号、第3号及び第5号に掲げる事項の変更とする。

2 **条例第26条第2項**に規定する申請書の様式は、**様式第11号**のとおりとする。

3 **条例第26条第2項**に規定する規則で定める書類及び図面は、第17条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係る書類及び図面とする。

4 **条例第26条第2項**第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 事業区域の位置
- (3) 変更予定年月日

5 **条例第26条第3項**の規定による届出は、特定事業変更届(**様式第12号**)に、変更の内容を証する書類を添付してしなければならない。

(搬入の届出等)

**第20条 条例第28条第1項**の規定による届出は、土砂等搬入届(**様式第13号**)によってしなければならない。

2 **条例第28条第1項**に規定する規則で定める書面は、土地所有者、土砂等の発生を伴う事業を行った者その他の権原に基づき当該土砂等の採取を行った者が発行する土砂等採取場所証明書(**様式第14号**)又は次に掲げる事項が記載された土砂等の売買、処分の委託その他の取引に係る契約書等の書類とする。

- (1) 土砂等の採取場所の所在地
- (2) 土砂等の性状
- (3) 土砂等の引渡先
- (4) 引渡しに係る土砂等の量
- (5) 土砂等の引渡しの期間

- (6) 売買、処分の委託その他の土砂等の引渡しの原因
- 3 [条例第28条第2項](#)に規定する規則で定める生活環境の保全上の支障を生ずる物質は、[別表第1](#)の左欄に掲げる物質とする。
- 4 [条例第28条第2項](#)に規定する規則で定める土地の区域は、[別表第3](#)の左欄に掲げる土地の区域とし、同項に規定する当該土地の区域の区分に応じ規則で定める物質は、同欄に掲げる土地の区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる物質とする。
- 5 [条例第28条第2項](#)に規定する規則で定める書面は、土壌汚染対策法第3条第1項の規定により環境大臣が指定する者又は計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による登録を受けた者が発行した搬入しようとする土砂等に係る検査の結果を証明する書類とする。

(搬入搬出管理簿)

**第21条** [条例第29条第1項](#)に規定する搬入搬出管理簿には、[条例第23条](#)の規定による許可に係る事業区域における土砂等の搬入又は搬出の状況について、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 搬入又は搬出を行った日
  - (2) 搬入に係る土砂等の採取場所及び搬入量
  - (3) 一時たい積事業にあつては、搬出に係る土砂等の搬出先の事業場等の名称及び搬出量並びに土砂等の保管量
- 2 前項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに閉鎖するものとし、翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(標識)

**第22条** [条例第30条第1項](#)に規定する標識の様式は、[様式第15号](#)のとおりとする。

2 [条例第30条第1項](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び連絡先
- (3) 特定事業の目的
- (4) 特定事業の施工期間
- (5) 土砂埋立て等に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入予定量(一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)

(特定事業の廃止の届出)

**第23条** [条例第31条第2項](#)の規定による届出は、特定事業廃止届([様式第16号](#))に、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 特定事業を廃止した時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図
- (2) 特定事業を廃止した時の事業区域の状況を示す写真
- (3) 特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講じた措置の内容を示す書類及び図面

(特定事業の完了の届出)

**第24条** [条例第32条第1項](#)の規定による届出は、特定事業完了届([様式第17号](#))に、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 特定事業を完了した時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図
- (2) 特定事業を完了した時の事業区域の状況を示す写真

(地位の承継の届出)

**第25条** [条例第33条第2項](#)の規定による届出は、特定事業承継届([様式第18号](#))によってしなければならない。

第5章 雑則

(身分証明書の様式)

**第26条** [条例第40条第2項](#)に規定する証明書の様式は、[様式第19号](#)のとおりとする。

(公表)

**第27条** [条例第41条](#)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 命令等に係る産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等の概要
- (2) 命令等を行った理由

附 則

この規則は、平成15年12月15日から施行する。

附 則(平成16年6月30日規則第61号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第71号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第62号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。(後略)

附 則(平成19年12月14日規則第77号)

この規則は、平成19年12月15日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第37号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後に行われる改正前の産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則第15条第3号又は第4号に掲げる土砂埋立て等に対する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に対する条例(平成15年兵庫県条例第23号)第22条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1(第14条、第20条関係)

土砂等に含まれる物質	基準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下である	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であ

	こと。	ること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	検液中に検出されないこと。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000pg-TEQ以下であること。

備考 1 測定方法は、知事が定める測定方法によること。

2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

3 ダイオキシン類に係る値は、2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの毒性に換算した値とする。

別表第2(第16条関係)

第1 規則で定める公共的団体

- 1 地方住宅供給公社
- 2 独立行政法人空港周辺整備機構
- 3 地方道路公社
- 4 日本下水道事業団
- 5 土地開発公社
- 6 独立行政法人森林総合研究所

- 7 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
  - 8 独立行政法人中小企業基盤整備機構
  - 9 独立行政法人雇用・能力開発機構
  - 10 独立行政法人労働者健康福祉機構
  - 11 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
  - 12 独立行政法人水資源機構
  - 13 独立行政法人都市再生機構
- 第2 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う規則で定める事業
- 1 国又は地方公共団体が行う事業
  - 2 地方住宅供給公社が、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第21条第3項に規定する業務として行う事業
  - 3 独立行政法人空港周辺整備機構が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第28条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
  - 4 地方道路公社が、地方道路公社法第21条第1項から第3項までに規定する業務として行う事業
  - 5 日本下水道事業団が、日本下水道事業団法(昭和47年法律第41号)第26条第1項に規定する業務として行う事業
  - 6 土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第17条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
  - 7 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第6条第1項、第8条第1項又は第9条第1項に規定する業務として行う事業
  - 8 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号)第11条第1項に規定する業務として行う事業
  - 9 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項に規定する業務として行う事業
  - 10 独立行政法人雇用・能力開発機構が、独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)第11条第1項に規定する業務として行う事業
  - 11 独立行政法人労働者健康福祉機構が、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)第12条第1項に規定する業務として行う事業
  - 12 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)第12条第1項又は第4項に規定する業務として行う事業
  - 13 独立行政法人水資源機構が、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業
  - 14 独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第11条第1項から第3項まで又は附則第12条第1項に規定する業務として行う事業

一部改正〔平成16年規則61号・17年71号・19年62号・20年37号〕

別表第3(第20条関係)

土地の区域	物質
1 別表第1に掲げる物質を使用し、製造し、又は処理する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	当該事業場において使用され、製造され、又は処理されたことがある物質
2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1又は別表第2に掲げる施設を設置する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	ダイオキシン類
3 なめし革製造業に係る事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	六価クロム化合物
4 金属鉱業、製造業、運輸業、自動車整備業又は機械等修理業に係る事業場(運輸業にあつては、車両、船舶又は航空機の整備工場に限る。)が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	(1) 鉛及びその化合物 ひ (2) 砒素及びその化合物

<p>5 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条第1項に規定する測定計画に定められた地下水の水質の測定の地点のうち、測定の結果、当該地下水について環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件についての基準(以下「地下水環境基準」という。)を超える結果が得られた地点を含む土地の区域</p>	<p>別表第1の左欄に掲げる物質のうち、地下水環境基準を超える結果が得られた物質</p>
---	--

備考 1に掲げる物質又は5に掲げる物質が、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン又はトリクロロエチレンである場合にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める物質を含むものとする。

(1) テトラクロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

(2) 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン

(3) 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン

(4) トリクロロエチレン 1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン

様式第1号

(第3条関係)

## 産 業 廃 棄 物 保 管 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

産業廃棄物の保管をする土地の所在地		
産業廃棄物の保管をする土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
産業廃棄物の保管をする土地の面積		
保管をする産業廃棄物の種類及び数量	種 類	数量 (㎡又は t)
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
産業廃棄物の保管を開始する日	年 月 日	
当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画	別紙のとおり	
産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容	別紙のとおり	
備 考		

## 別紙

## 1 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

搬入 及 び 搬出	搬入及び搬出をする期間		搬入 搬出	年 年	月 月	日から 日から	年 年	月 月	日まで 日まで
	搬入及び搬出の方法	運搬に従事する者	自らの従業者 ・ 産業廃棄物収集運搬業者						
		運搬に使用する車両の積載量							
		搬入及び搬出の頻度	搬入 搬出	1日当たり 1日当たり	台 台				
搬出	産業廃棄物の排出場所又は従前の保管場所								
	搬出の目的		新たな保管場所における保管 ・ 処分						
	搬出先								
保管	保管をする期間		年	月	日から	年	月	日まで	
	保管の目的								
	保管後の処分計画		1 処分を予定する時期（ 年 月） 2 処分の形態（自ら処分 ・ 産業廃棄物処分業者に委託） 3 委託する場合の委託業者名						

## 2 産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容

発生を防止する必要がある支障の種類	飛散 ・ 流出 ・ 崩落 ・ その他（ ）
講ずる措置の内容	

注 該当事項は、○で囲んでください。

様式第2号  
(第4条関係)

## 産業廃棄物保管変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） - 番

産業廃棄物の保管をする 土地の所在地		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
備 考		

注 産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画又は産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容を変更する場合は、様式第1号の別紙に記入してください。

A 4

## 産業廃棄物保管者氏名等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - ..... 番

産業廃棄物の保管をする 土地の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		
備考		

A4

## 産業廃棄物保管廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

産業廃棄物の保管をする 土地の所在地	
産業廃棄物の保管を廃止 した年月日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
備 考	

A 4

運 搬 管 理 票			
年 月 日交付			
交 付 者		氏名又は名称	
		住 所	
自動車登録番号又は車両番号			
産業廃棄物を保管する土地の所在地			
運搬する産業廃棄物の種類及び数量		種類	数量
搬 入	産業廃棄物を排出した事業場等の名称及び所在地	名 称	
		所 在 地	
搬 出	運搬先である事業場等の名称及び所在地	名 称	
		所 在 地	

← 30センチメートル →

↑ 20センチメートル ↓

W様式第5号の2  
(第8条の2関係)

## 建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

兵庫県知事 様  
注文者 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	㎡
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引 渡 量	
	がれき類 (コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引 渡 量	
	がれき類 (アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引 渡 量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引 渡 量	
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引 渡 量		
	搬出先事業場の名称		
	搬出先事業場の所在地		
	引 渡 量		

注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

A 4

追加〔平成19年規則7号〕

様式第6号

(第10条関係)

## 特 定 物 多 量 保 管 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話 (.....) - ..... 番

多量保管をする土地の所在地		
多量保管をする土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
多量保管をする土地の面積		
多量保管をする特定物の種類及び数量	種 類	数量 (台又は本)
	.....	.....
	.....	.....
	.....	.....
	.....	.....
多量保管を開始する日	年 月 日	
当該土地における特定物の搬入、搬出及び保管に関する計画	別紙のとおり	
特定物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容	別紙のとおり	
備 考		

## 別紙

## 1 当該土地における特定物の搬入、搬出及び保管に関する計画

搬入及び搬出	搬入及び搬出をする期間	搬入 年 月 日から 年 月 日まで
		搬出 年 月 日から 年 月 日まで
搬入及び搬出	搬入及び搬出の頻度	搬入 1日当たり 台
		搬出 1日当たり 台
保	保管をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
管	保管の目的	

## 2 特定物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容

発生を防止する必要がある支障の種類	飛散 ・ 流出 ・ 崩落 ・ その他 ( )
講ずる措置の内容	

注 該当事項は、○で囲んでください。

様式第7号  
(第11条関係)

## 特定物多量保管変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（ ） - 番

多量保管をする土地の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		
備考		

注 特定物の搬入、搬出及び保管に関する計画又は特定物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容を変更する場合は、様式第6号の別紙に記入してください。

A4

## 特定物多量保管者氏名等変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

多量保管をする土地の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		
備考		

## 特定物多量保管廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

多量保管をする土地の所在地	
多量保管を廃止した年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

A 4

## 特 定 事 業 許 可 申 請 書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

事業区域の位置及び面積	㎡
事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置	
特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画	別紙のとおり
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	別紙のとおり
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	別紙のとおり
特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置	別紙のとおり
特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置	別紙のとおり
特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時たい積事業にあっては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造）	別紙のとおり
備 考	

## 別紙

## 1 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画

特定事業の種類	埋立て事業・一時たい積事業			
特定事業に使用する土砂等	性 状	採取場所又は搬出先	搬入量又は搬出量	搬入又は搬出をずる期間

## 2 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置

監視員等	(監視方法) (配置場所) (配置人数等)	
土砂等の検査	(検査方法)	
その他の措置	(内容)	
上記の内容を含む廃棄物の混入を防止するための計画の作成		有 ・ 無

## 3 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置

土砂等の採取場所である土地の利用状況の調査	(調査方法)	
土砂等の検査	(検査方法)	
その他の措置	(内容)	
上記の内容を含む土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するための計画の作成		有 ・ 無

4 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置

排水の採取設備の設置	(設置場所)	
汚染状態の測定	(測定方法)	
その他の措置	(内容)	
上記の内容を含む施工期間中における排水の汚染状態を測定するための計画の作成		有 ・ 無

5 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

施工期間中の排水の措置その他の土砂等の流出を防止するための措置	(内容)	
施工期間中の法面の保護その他の土砂等の崩落の防止のための措置	(内容)	
上記の内容を含む施工期間中における災害を防止するための計画の作成		有 ・ 無

6 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時たい積事業にあっては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造）

土砂埋立て等の区域の構造	
事業区域内に設置した工作物	

W様式第11号  
(第19条関係)

## 特定事業変更許可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - .....番

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
事業区域の位置		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		
備考		

注 次に掲げる事項を変更する場合は、様式第10号の別紙に記入してください。

- (1) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置
- (2) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- (3) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置
- (4) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置
- (5) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時的積事業にあっては、一時的積事業が行われている間の事業区域の構造）

A 4

## 特 定 事 業 変 更 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - ..... 番

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
事業区域の位置		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
備考		

注 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画を変更した場合は、様式第10号の別紙に記入してください。

A 4

## 土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - ..... 番

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
特定事業の事業区域の所在地			
搬入する土砂等の量及びその期間	年 月 日から 年 月 日まで <sup>m<sup>3</sup></sup>		
特定事業 に使用さ れる土砂 等の採取 場所	所在地		
	現在及び過去 の土地の利用 状況	利用状況	時 期
		.....	.....
		.....	.....
	地下水の汚染 の有無	有（物質名 .....）・ 無	
備 考			

A 4

## 土砂等採取場所証明書

年 月 日

証明者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - ..... 番

採取された土砂等について、次のとおり証明します。

採取場所の所在地	
土砂等の性状	
引 渡 先	
引渡しに係る土砂等の量	㎡
引 渡 し の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
引 渡 し の 原 因	売却 ・ 処分の委託 ・ その他（.....）
備 考	

A4

特 定 事 業 許 可 標 識	
許可年月日及び許可番号	
許可を受けた者	氏名又は名称
	住所又は所在地
	連 絡 先
特 定 事 業 の 目 的	
事業区域の位置及び面積	㎡
特定事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂埋立て等を使用される土砂等の主な採取場所	
土砂等の搬入予定量（一時的な積事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）	㎡

← 90センチメートル以上 →

70センチメートル以上

W様式第16号  
(第23条関係)

## 特 定 事 業 廃 止 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - .....番

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の位置	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講じた措置の内容	
備 考	

A 4

## 特 定 事 業 完 了 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - ..... 番

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の位置	
完了年月日	年 月 日
備 考	

A4

## 特 定 事 業 承 継 届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....） - .....番

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の位置	
承継前の事業者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
承継年月日	年 月 日
承継の理由	
備考	

A 4

(表面)

第 号	身 分 証 明 書	所 属 職 名 氏 名	写 真
<p>上記の者は、産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）第40条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p>			
年 月 日			
兵庫県知事			印
9センチメートル			
6センチメートル			

(裏面)

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第40条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物若しくは特定物の保管をする者又は土砂埋立て等を行う者の事務所、事業場又は産業廃棄物若しくは特定物の保管若しくは土砂埋立て等に係る場所の土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（7） 第40条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者